

## 生休・妊娠障害・夏期休暇の改悪を阻止、時短で前進 保育休暇廃止・特勤改悪の撤回へたたかいを強化

### 誰もが安心して働ける社会へ！ 広がる世論をさらに高め 時代に逆行する橋下府政を転換しよう！

府労組連は、最大の山場となった26日、当局提案の撤回にむけ最大規模のとりくみを行いました。1000人を越える参加者による早朝宣伝を皮切りに、午後3時半からは、国民会館を埋め尽くした決起集会を成功させるとともに、集会后は天満橋と谷町四丁目での府民宣伝と1000人をこす交渉団による団体交渉を展開しました。

【一】府当局は、昨年12月21日、府労組連に対し「特別休暇・特勤勤務手当の見直し」を提案しました。この提案は、職員・教職員の切実な要求である勤務時間短縮には触れず、これまで労使で築いてきた到達点を一方的に反故にするとともに、母性保護や子育て支援

の制度の大改悪は、人間らしく働く権利を奪うものでした。

この提案に対し、職場から不安と怒りの声が爆発し、たたかいは大きく広がりました。また、今回の改悪提案の撤回を求める要請を府民団体や全国の民間労働者をはじめ、自治体労働者・教職員に行

う中で、府民や全国の働く仲間とも共同したたたかいに発展しました。

これを背景に府労組連は、数次の折衝・交渉を行い、切実な職場実態や怒りの声を当局にぶつけ、提案の撤回を強く迫るとともに、全職場集会・職場決議、全職員・教職員署名、怒りの一言、早朝門前宣伝、駅頭宣伝、学習意思統一集会、決起集会など、かつてない集中的な取り組みを展開しました。とりわけ、1月24日(日)には、青年や子育て世代の職員・教職員が中心となり「特別休暇改悪提案に怒るパパ・ママ緊急大集合」を開催し、150名の参加で、たたかう決意をいっそう固めました。

当局交渉では「職員の勤務意欲を低下させるだけで何のメリットもない」「妊娠や出産を病気扱いすることは間違い」「保育休暇は仕事も子育ても両立させるうえで必要不可欠」「特別休暇改悪よりも勤務時間の終業時15分短縮を実現すべき」「業務実態を無視し

た特殊勤務手当改悪は認められない」と当局を徹底的に追い詰めた。

【二】府労組連のたたかいは、当局のかたくなな態度を押し返して、生休・妊娠障害・夏期休暇を特別休暇として存続させ、夏期休暇日数の削減を許さず、実質拘束時間の短縮につながる勤務時間の15分短縮の方向性を明らかにさせ、さらには09年府人勧告による月例給・住居手当(持ち家)の引き下げを4月以後も実施しないことなどの回答を引き出しました。

しかし、長年の労使協議と双方の合意によって築いてきた特別休暇・特勤手当について、その個別の意義や必要性の検証をおこなうことなく、「国基準」など新たに持ち込んだ一方的な基準で見直すという点において、改悪の根本的品格は何ら変わっていません。

とりわけ、保育休暇を廃止することは、職場の最も強い要求に背を向けるものであり、到底、受け入れられないものです。また、流産や特産休について、その取得が昇給などに影響する病気休暇扱いにすること、家族休暇を廃止することも女性差別撤廃や男女共同参画という世界と時代の流れに逆行し、民間にも拡大していくという大阪府の役割からも絶対にあってはならないものです。

の経緯や労使合意をふみにじるものです。

【三】府労組連は、時短の早期実現に向け、引き続き折衝・交渉を行います。保育休暇廃止の撤回を求めるとともに、廃止によって失われた残る15分の実質的回復をめざす取り組みをすすめます。また、流産や特別産前産後休暇を病気休暇に改悪したことに伴い、国や他府県を下回る病気休暇制度の実態改善や賃金面でのペナルティ、取得手続き上の不利益をなくす方向での対府、対人事委員会へのとりくみをすすめます。

今回の特別休暇・特殊勤務手当改悪の根源に、橋下知事が進める大阪維新プログラム案と日本における「ルールなき異常労働」があります。府労組連は、2010春闘において、労働者派遣法の抜本的改善や1000円以上の最低賃金の実現、安心して働き続けながら子どもを生み育てることができるとともに、安心して働ける労働条件の実現めざし民間と公務の共同を進めます。また、自己責任と互助を府民に押しつけ、福祉医療・教育をすすめる大阪府の役割を放棄し、大阪府解体、関西州を進める橋下府政の実態を広く府民に知らせ、大阪維新プログラム案の撤回と橋下府政転換の闘いを引き続き強化するものです。

#### 団体交渉での主な到達点

##### (特別休暇)

生休休暇...1回2日以内とし、現行どおり特別休暇  
妊娠障害休暇...現行どおり特別休暇  
夏期休暇...現行どおり5日以内  
09府人勧における「給料の引下げ」「持家手当廃止」は4月1日以降も実施はしない。  
(府立学校の首席の資格年齢の引下げに対応した給料表の改定は行う)  
「勤務時間の短縮」については、現行8時間から7時間45分とし、勤務形態については、休憩時間も含めた実質的な拘束時間が短くなる方向で細部や実施時期等について協議する。  
「保育特休」は廃止するが、その時期は「勤務時間の短縮」実施の時期に併せて行う。  
リフレッシュ休暇...来年度から廃止するが、今年度までに既に対象となった職員の取得可能期間の満了までは経過措置を設ける方向で今後協議する。  
子の看護休暇の拡充...国の改正時期にあわせて府も同様の措置をしたい。

##### (特殊勤務手当)

「土砂の崩落又は落石の危険が著しい箇所において行う調査、測量等の業務」を危険現場作業手当に統合し、日額300円とする。  
社会福祉等業務手当について、児童の安全確認、立入調査その他の虐待対応業務を行った場合、日額550円を加算する。  
部活動等指導業務に係る手当のうち、週休日又は指定日等において引き続き6時間以上従事した場合の手当額を3,700円に、それ以外の場合の手当額を2,800円に、対外運動競技等引率業務又は修学旅行等引率業務に8時間以上従事した場合の手当額を3,700円に増額改定を行う。

#### 広がった府労組連のたたかい

全職員署名 33,996名  
職場決議 1,150職場  
1,200を超える知事あて抗議要請  
1,000を超える「怒りの声」など  
800名の府民決起集会  
150名のパパ・ママ緊急大集合  
会場を埋め尽くした最終日の決起集会

また、特勤手当改悪についても、提案を一部修正する回答が出されたものの、現場実態を根拠に当局もその支給を認めてきた手当創設

府労組連中央委員会

2月1日(月)午後7時

エルおおさか研修室2